

各種警報等の発表に伴う対応基準について

磐田市教育委員会

1 気象情報に関する対応基準

(1) 気象庁等が発表する気象情報により判断する場合

①気象等に関する特別警報

時刻 情報	家庭	学校・園	
	登校前	午前	午後
特別警報	○自宅待機	○残留	○残留
解 除	○自宅待機	○原則、保護者引き渡し ・状況に応じて下校	

②台風等による強風注意報及び暴風警報

時刻 情報	家庭	学校・園	
	登校前	午前	午後
注意報	○登校	○通常通り	○通常通り ・状況に応じて下校
警 報	○自宅待機	○残留 ・状況に応じて下校	○残留 ・状況に応じて下校
解 除	○午前10時前 登校 ○午前10時以後 休校		

【留意点】

- ・特別警報解除後の登校や学校再開については、磐田市教育委員会と協議して決定する。
- ・その他の警報（大雨、洪水、暴風雪、大雪等）や注意報（雷注意報、竜巻注意情報等）が発表された場合は、児童生徒等の安全を第一に考え、学校長・園長の判断により措置を講ずる。この場合、速やかに教育総務課に報告する。
- ・自宅待機や休校措置をとった場合、その後の登校に関する家庭への連絡は「コドモン」等を利用する。なお、「コドモン」への登録を随時奨励し、その推進を図っていく。
- ・外国籍児童生徒等の家庭には外国籍保護者同士のネットワークを利用するなど、確実に連絡が伝達されるよう体制を整えておく。
- ・保護者引き渡しについては、兄弟姉妹関係を配慮し学府（中学校区）ごとに引き渡し体制の確認をする。また、保護者への事前周知を徹底し、学校・園の対応を明確にする。
- ・停電等が発生し、学校において午前6時30分の時点で電気または水道が不通の場合は原則休校とする。この場合は、学校・園ごとの措置とし、電気・水道の両方が復旧するまで継続する。停電時の保護者等への連絡については、「コドモン」等、使用可能な連絡手段を用いて行う。
- ・電気・水道の両方が復旧し、安全に配慮して学校を再開するにあたり、児童生徒を弁当持参で登校させる場合は、各家庭で用意できる食料（菓子パン、家に備蓄してある非常食等）を持参すればよいことを周知する。
- ・気象状況によっては、教育委員会の判断により対応を「メール」や「コドモン」等で指示する場合がある。

【放課後児童クラブについて】

- ・登校後、暴風警報が発表された時、放課後児童クラブは開所する。ただし、状況により保護者に早い迎えを依頼する。

- ・登校後、特別警報が発表された時、放課後児童クラブは開所する。特別警報が解除され、安全が確認された後、保護者に早い迎えを依頼する。
- ・停電等による電気または水道の不通時に学校が休校の時、放課後児童クラブは閉所する。

○ 警報の発表・解除の情報について、各家庭においてテレビやラジオ、インターネット等から情報を入手するよう事前に働きかけておく。

(2) 磐田市が発表する避難情報により判断する場合

時刻 情報	家庭	学校・園	
	登校前	午前	午後
「避難指示」または「緊急安全確保」が発令された地区が含まれる学校	○自宅待機 ○発令地区は避難行動または安全確保	○残留	○原則、残留 ・ <u>気象状況を考慮し安全が確認された場合は下校可</u> ※自宅が避難情報発令地区にある児童生徒とそこを通る児童生徒は保護者引き渡し ※土砂災害警戒情報発令時は、自宅が警戒区域にある児童生徒とそこを通る児童生徒は保護者引き渡し ※それ以外の児童生徒は、安全に留意して下校
「避難指示」または「緊急安全確保」が発令された地区が含まれない学校	○登校	○通常通り	○通常通り ※下校時、安全に留意させる
解除	午前 10 時までに解除 ○登校	○通常通り	○通常通り

【留意点】

- ・避難行動：家庭での避難準備、または避難所（避難場所）や知人宅等の安全な場所に避難
- ・大雨による避難情報発令時の対応であるため、雨量や冠水等の状況に応じて、下校または学校残留の判断をする必要がある。児童生徒の安全を第一に考え、校長の判断により措置を講ずる。
- ・保護者引き渡しについては、兄弟姉妹関係を配慮し、該当小中学校で引き渡し体制の確認をする。また、保護者への事前周知を徹底し、学校の対応を明確にする。
- ・「高齢者等避難」情報発令時の避難対象者には、障害のある人等の避難に時間を要する人が含まれる。避難対象者が在籍する学校は、保護者と連携し児童生徒の安全を第一に避難行動を優先させる。
- ・各学校では、土砂災害警戒区域に自宅がある児童生徒、そこを通って通学する児童生徒を確認しておく。（別表参照）

【放課後児童クラブについて】

- ・登校後、「避難指示」または「緊急安全確保」が発令された場合、発令地区の放課後児童クラブは開所する。ただし、状況により保護者に早い迎えを依頼する。

(別表) 土砂災害警戒区域が含まれる地区

中学校	小学校	避難対象地区（自治会）
磐田第一	磐田西	西新町、京見塚
城山	磐田北	東坂町、二番町、美登里町、元宮町、権現町、住吉町、幸町 加茂川通
	富士見	東大久保、富士見町
向陽	大藤	大藤第2区、大藤第4区、大藤第6区、大藤第13区
	向笠	笠梅、向笠竹之内、向笠西、篠原、岩井
	岩田	寺谷新田、寺谷塚上、寺谷塚下、匂坂上、匂坂中上、匂坂中下、 匂坂新
神明	東部	新貝
	田原	三ヶ野、明ヶ島、東部台
豊田	豊田北部	加茂東、匂坂下、気賀東、富里
	豊田東	富丘広野、富丘下原、富丘原新田
豊田南	豊田南	一言北原
豊岡	豊岡南	上神増、社山、神増、平松、掛下、惣兵衛
	豊岡北	神田、栗下、本村、田川、亀井戸、大楽地、合代島上、合代島 下、敷南区、敷上区、大平南、大平北、虫生、万瀬

※この表は過去に警戒区域内に住家が確認された自治会である。その他通学路等危険な場所があるため、詳しくは市ホームページ等の計画区域マップにより確認する。

参考

- ・気象庁キキクル（危険度分布）
<https://www.jma.go.jp/bosai/risk>
- ・静岡県土砂災害情報
<http://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-350/sabouka/dosyasaigaijouhoumap.html>
- ・磐田市土砂災害警戒区域・特別警戒区域マップ（磐田市ホームページ）
https://www.city.iwata.shizuoka.jp/sangyou_business/tochi_douro_kasen/1002192.html

2 地震災害に関する対応基準

(1)「南海トラフ地震臨時情報」発表時及び大規模地震(震度5弱以上)発生時の対応基準

南海トラフ地震臨時情報 (調査中・巨大地震注意)		南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	地震発生
事前避難地域対象外校		事前避難地域対象校	
登校前	○原則、防災対応なし ○地震への備えの再確認	○自宅待機 ※1週間程度の休校措置	○避難行動
登校中		①避難行動 ・学校または自宅へ ②その後の対応 《学校にいる場合》 ・ <u>保護者引き渡し</u>	①避難行動 ・学校、自宅または一時避難場所へ ②その後の対応 《学校にいる場合》 ・ <u>安全が確認されたのち保護者引き渡し</u> 《学校以外にいる場合》 ・自宅または避難所へ
在校中		①学校待機 ②その後の対応 ・ <u>保護者引き渡し</u>	①避難行動 ②学校待機 ③その後の対応 ・ <u>安全が確認されたのち保護者引き渡し</u>
下校中		①避難行動 ・学校または自宅へ ②その後の対応 《学校にいる場合》 ・ <u>保護者引き渡し</u>	①避難行動 ・学校、自宅または一時避難場所へ ②その後の対応 《学校にいる場合》 ・ <u>安全が確認されたのち保護者引き渡し</u> 《学校以外にいる場合》 ・自宅または避難所へ

【留意点】

- ・津波に関する情報が発令された場合は、自宅に帰さず、高台に避難させる。
- ・保護者引き渡しについては、兄弟姉妹関係を配慮し、学府(中学校区)ごとに引き渡し体制の確認をする。また、保護者への事前周知を徹底し、学校・園の対応を明確にする。
- ・登下校時の避難(避難場所や避難方法等)について、各家庭でも協議し、確認をするよう保護者に依頼する。
- ・自宅待機や休校措置をとった場合、その後の登校や学校再開に関する家庭への連絡は、「「コドモン」等」を利用する。なお、休校措置を登校前に決定したときは、速やかに教育総務課に報告する。
- ・電話やメール等が使用できない場合の連絡方法について、職員間だけでなく、保護者とも確認しておく。

- ・情報によっては、教育委員会の判断により対応を指示する場合がある。

【放課後児童クラブについて】

- ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時、事前避難地域対象校の放課後児童クラブは開所しない。
- ・震度5弱以上の地震が発生した時、放課後児童クラブは開所しない。

《用語について》

- ・避難所：被災者が避難生活を送る場所（学校や交流センターなどの公共施設ー市内43か所）
避難所は、災害事象が発生した場合（市内で震度5強以上の地震が発生した場合、震度5弱で被害が大きかった場合）に開設される。
- ・避難場所：命の危険を守るために一時的に避難する場所

(2) 大津波警報・津波警報・津波注意報発表時の対応基準

	大津波警報・津波警報		津波注意報
	発 表	解 除	
登校前	○避難行動または自宅待機	○午前10時前 登校 ○午前10時以後 休校	津波の発生が遠地近地にかかわらず、津波（一波・二波）が到着しても被害が生じる高さではないと学校が判断した場合、登校前、登校中、在校中、下校中、全て通常通りの対応となる。 ただし、海岸近くにいる場合は、すぐにその場から離れ避難行動をとる。 ※注意報から警報に変更された場合には速やかに警報の対応をとる。
登校中	○避難行動	○午前10時前 通常通り 《学校にいる場合》 ・通常通り <u>※ただし、被害状況により保護者引き渡し</u> 《学校以外にいる場合》 ・登校後、通常通り <u>※ただし、登校後被害状況により保護者引き渡し</u> ○午前10時以後 休校 《学校にいる場合》 ・ <u>保護者引き渡しまたは下校</u>	
在校中	○学校待機または避難行動	○通常通り <u>※ただし、被害状況により保護者引き渡し</u>	
下校中	○避難行動	《学校に避難してきた場合》 ・ <u>保護者引き渡しまたは下校</u> 《学校以外にいる場合》 ・自宅または避難所等へ移動	

【留意点】

- ・第4次地震被害想定で津波浸水地域を学区にもつ学校（福田小、豊浜小、長野小、竜洋東小、竜洋西小、福田中、竜洋中）が対象であるが、想定地域外であっても状況によっては同様の対応になる場合がある。また、遠隔地地震による津波情報が発表された場合にも同様の対応とする。
- ・津波発生の有無に関わらず、上記の対応基準に沿うこととする。
- ・津波注意報であっても、災害の発生や突然の警報への変更があり得るため、情報には常に留意し、危機感をもって対応する。なお、注意報でも避難所が開設される場合があるため、開設時の支援が必要となる場合がある。
- ・登校中や在校中に警報が解除された場合、安全が確認できれば通常対応となることもある。そうした場合の対応については、事前に周知徹底を図るとともに、「コードモン」等を利用して各家庭に連絡する。

- ・別紙『「南海トラフ地震臨時情報」発表時及び大規模地震(震度5弱以上)発生時の対応基準』【留意点】に準ずる。

【放課後児童クラブについて】

- ・登校前に大津波警報・津波警報が発表された時、放課後児童クラブは開所しないが、学校へ登校となった場合は開所する。

《用語について》

- ・避難行動：学校または高台、避難タワー等の避難場所への避難

参考 津波警報・注意報の種類

気象庁は、地震が発生した時には地震の規模や位置をすぐに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分（一部の地震※については最速2分程度）を目標に、大津波警報、津波警報または津波注意報を、津波予報区単位で発表する。

(※日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震)

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の 場合の発表	
大津波 警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。ただちに海岸や川沿いから離れ、高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波 警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。ただちに海岸や川沿いから離れ、高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波 注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。ただちに海から上がって、海岸から離れてください。

3 弾道ミサイル等発射に係るＪアラートが静岡県内に発令された場合の対応基準

弾道ミサイル等発射に係るＪアラートが静岡県内に発令



「弾道ミサイル落下時の行動について」に基づく避難行動		
登校前（家庭）	登下校中	在校中（学校）
○自宅待機	○避難行動	○学習活動中止 ○残留
「弾道ミサイル落下時の行動」（別紙）		



通過または落下後		
磐田市に影響がなかった場合		
登校前（家庭）	登下校中	在校中（学校）
○登校 ・同報無線やニュース等を通して、磐田市に影響がないことが確認できた後、登校。 ・不審な物（落下物等）を発見した場合は、決して近寄らず学校へ報告し、学校から警察・消防へ連絡。	○登校（下校） ・同報無線やニュース等の情報から、磐田市に影響がないことが確認できた後、登校（下校）。 ・登校（下校）時に、不審な物（落下物等）を発見した場合は、決して近寄らず学校（保護者）へ報告し、学校（家庭）から警察・消防へ連絡。	○学習活動再開 ○通常通り下校 ・下校時に、不審な物（落下物等）を発見した場合は、決して近寄らず保護者へ報告し、家庭から警察・消防へ連絡。
磐田市に影響があった場合		
○「弾道ミサイル落下時の行動について」に基づく避難行動を継続 ・学校へは、磐田市危機管理課からの情報等や学校の対処等について、教育委員会から通知する。 ・保護者へは、学校からのメール等を通して、学校の対応について連絡する。連絡があるまでは、「弾道ミサイル落下時の行動について」に基づき、身の安全を最優先に行動する。		

※弾道ミサイル等が静岡県周辺に飛来する可能性がある場合には、Ｊアラート（全国瞬時警報システム）を使用し、市の同報無線で警報（サイレンとメッセージ）が流れる。
また、携帯電話等に緊急速報メールが配信される。

参考 内閣官房 国民保護ポータルサイト ～Ｊアラートについて～
<https://www.kokuminhogo.go.jp/>

【放課後児童クラブについて】

- ・通過後または落下後、磐田市に影響がなかった場合、放課後児童クラブは開所する。影響があった場合、保護者へはメール等を通して対応について連絡する。

4 原子力施設において異常な事態が発生した場合の対応基準（UPZ 圏内に位置する学校）

（1）UPZ 圏内から通学している児童生徒への対応

事前の準備	○UPZ 圏内から通学している児童生徒がいる場合は名簿を作成し、原子力災害発生時の対応について保護者と共通理解を図る。
原子力施設において異常な事態が発生した場合	○災害発生状況を把握し、当該児童生徒に正確な情報を伝える。 ○原子力災害の場合、自家用車避難を原則とすることから、保護者と児童生徒が可能な限り一緒に行動できるよう下校または引き渡しの時期を判断する。 ○下校または保護者への引き渡しができない場合は、学校で待機させ、教職員とともに行動する。

（2）UPZ 内の学校における対応

UPZ 内の学校は、放射性物質が漏洩した場合、自治体の指示に従い、児童生徒を引率して避難することもありうるため、可能な限りそれ以前の段階での下校または引き渡しがなされるよう努めること。

	警戒事態	施設敷地緊急事態 （屋内退避準備）	全面緊急事態 （屋内退避）
学校が直ちに取るべき対応	○直ちに教育活動を中止 ○学校の対応を保護者に連絡 ○下校または引き渡し ○上記の対応を速やかに教育総務課に報告	○直ちに教育活動を中止 ○屋内避難準備 ○学校の対応を保護者に連絡 ○下校または屋内での引き渡し ○上記の対応を速やかに教育総務課に報告	○直ちに教育活動を中止 ○屋内避難 ○学校の対応を保護者に連絡 ○屋内での引き渡し ○上記の対応を速やかに教育総務課に報告
下校または引き渡しができない児童生徒の対応	○学校等に留め置き	○学校等の屋内に留め置き	○学校等の屋内に留め置き

（3）下校・引き渡しのルール（上段：警戒事態・施設敷地緊急事態 下段：全面緊急事態）

		児童生徒の居住地	
		UPZ 内	UPZ 外
学 校	UPZ 内	下校または引き渡し	
		引き渡し	
	UPZ 外	下校または引き渡し	
		引き渡し	

※自治体から避難指示が出るまでは可能な限り引き渡しを継続する。